さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成１６年さいたま市条例第２２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第１条の２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　建築物　別表第１の１　建築物の表に掲げる生活関連施設又は特定生活関連施設で、小規模建築物以外のものをいう。

⑵　小規模建築物　床面積の合計が２００平方メートル未満（コンビニエンスストア（飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が１日１４時間以上であるセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。）にあっては、１５０平方メートル未満）の生活関連施設又は特定生活関連施設であって、別表第１の２　小規模建築物の表に掲げるものをいう。

（生活関連施設及び特定生活関連施設）

第２条　条例第２条第２号の規則で定める施設は、別表第１の生活関連施設の欄に掲げる施設とする。

２　条例第２条第３号の規則で定める施設は、別表第１の生活関連施設の欄に掲げる施設のうち、当該特定生活関連施設の欄に定める施設とする。

（整備基準）

第３条　条例第１３条の規則で定める基準は、別表第２から別表第７までに定めるとおりとする。

（適合証の交付等）

第４条　条例第１６条第１項の請求は、適合証交付請求書（様式第１号）を市長に提出して行わなければならない。

２　前項の請求書には、整備項目表（様式第２号）及び別表第８の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第１７条第１項の規定による届出をした者が前項の請求をする場合は、この限りでない。

３　条例第１６条第１項の規定により交付する適合証の様式は、様式第３号のとおりとする。

（新築等の届出）

第５条　条例第１７条第１項の規定による届出は、特定生活関連施設の新築等の工事に着手する３０日前までに、特定生活関連施設新築等届出書（様式第４号）により行わなければならない。

２　前項の届出書には、整備項目表（様式第２号）及び別表第８の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる図書を添付しなければならない。

３　条例第１７条第１項第６号の規則で定める事項は、特定生活関連施設の新築等の工事の実施時期とする。

（変更の届出）

第６条　条例第１７条第２項の規定による届出は、特定生活関連施設変更届出書（様式第５号）により行わなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第２項中「図書」とあるのは、「図書のうち当該変更に係るもの」と読み替えるものとする。

（軽微な変更）

第７条　条例第１７条第２項ただし書の規則で定める軽微な変更は、特定生活関連施設の新築等の工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の３月以内の変更とする。

（完了届）

第８条　条例第１９条の規定による届出は、特定生活関連施設新築等完了届出書（様式第６号）により行わなければならない。

（適合状況の報告）

第９条　条例第２１条第１項の規定による報告は、市長が定める期限までに、特定生

活関連施設適合状況報告書（様式第７号）により行わなければならない。

２　前項の報告書には、整備項目表（様式第２号）を添付しなければならない。

（身分証明書）

第１０条　条例第２５条第２項の身分を示す証明書は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和３年国土交通省令第６８号）で規定する別記様式とする

（国等に準ずる者）

第１１条　条例第２６条第１項の規則で定める者は、法令により、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１８条の規定の適用について、国、都道府県又は市町村とみなされる法人とする。

（推進協議会の会長及び副会長）

第１２条　さいたま市福祉のまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）に、会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

４　会長及び副会長ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（推進協議会の臨時委員）

第１３条　推進協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

２　臨時委員は、学識経験を有する者、推進協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

３　臨時委員の任期は、条例第３０条第５項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

（推進協議会の会議）

第１４条　会長は、推進協議会の会議を招集し、その議長となる。

２　推進協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会

議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（推進協議会の部会）

第１５条　会長が必要と認めるときは、推進協議会に部会を置くことができる。

２　部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

４　前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、前条中「推進協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（推進協議会の庶務）

第１６条　推進協議会の庶務は、福祉局において行う。

（推進協議会の運営事項）

第１７条　この規則に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１７年１月１日から施行する。ただし、第１２条から第１７条までの規定は、平成１６年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則は、この規則の施行の日以後に工事に着手した生活関連施設及び特定生活関連施設について適用し、同日前に工事に着手した生活関連施設及び特定生活関連施設については、なお従前の例による。

３　この規則の施行の日から３０日を経過するまでの間に特定生活関連施設の工事に着手する特定生活関連施設設置者についての第５条の規定の適用については、同条中「特定生活関連施設の新築等の工事に着手する３０日前までに」とあるのは、「この規則の施行後速やかに」とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後のさいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に工事に着手した生活関連施設及び特定生活関連施設について適用し、同日前に工事に着手した生活関連施設及び特定生活関連施設については、なお従前の例による。

３　この規則の施行の日から３０日を経過する日までの間に特定生活関連施設の工事に着手する場合のこの規則による改正後のさいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則第５条の規定の適用については、同条第１項中「特定生活関連施設の新築等の工事に着手する３０日前までに」とあるのは、「この規則の施行後速やかに」とする。

附　則

この規則は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則

この規則は、令和元年７月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　次号に掲げる改正及び規定以外の改正　令和６年４月１日

⑵　第１条中別表第１　１　建築物第１項に１号を加える改正、同表　１　建築物第６項の改正及び同条中別表第２　８　客室の項の改正（「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める部分及び「車いす使用者用客席」を「車椅子使用者用客席」に改める部分を除く。）並びに第２条、次項及び第３項の規定　令和７年４月１日

（経過措置）

２　前項第２号に掲げる規定による改正後のさいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、令和７年４月１日以後に工事に着手した生活関連施設及び特定生活関連施設について適用し、同日前に工事に着手した生活関連施設及び特定生活関連施設については、なお従前の例による。

３　令和７年４月１日から３０日を経過する日までの間に特定生活関連施設の工事に着手する場合における第１項第２号に掲げる規定による改正後のさいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則第５条の規定の適用については、同条第１項中「特定生活関連施設の新築等の工事に着手する３０日前までに」とあるのは、「この規則の施行後速やかに」とする。